資料5-1 振動規制法の特定施設(振動規制法施行令別表第1)

10 鋳型造型機(ジョルト式のものに限る。)

金属加工機械 イ 液圧プレス(矯正プレスを除く。) ロ 機械プレス 1 ハ せん断機(原動機の定格出力が1キロワット以上のものに限る。) 銀造機 ホ ワイヤーフォーミングマシン(原動機の定格出力が37.5キロワット以上のものに限る。) 2 |圧縮機(原動機の定格出力が7.5キロワット以上のものに限る。) 土石用又は鉱物用の破砕機、磨砕機、ふるい及び分級機(原動機の定格出力が7.5キロワット以上のもの に限る。) 4 繊機(原動機を用いるものに限る。) コンクリートブロックマシン(原動機の定格出力の合計が2.95キロワット以上のものに限る。)並びに 5 コンクリート管製造機械及びコンクリート柱製造機械(原動機の定格出力の合計が10キロワット以上のも のに限る。) 木材加工機械 6 イ ドラムバーカー 口 チッパー(原動機の定格出力が2.2キロワット以上のものに限る。) |印刷機械(原動機の定格出力が2.2キロワット以上のものに限る。) ゴム練用又は合成樹脂用のロール機(カレンダーロール機以外のもので原動機の定格出力が30キロワット 以上のものに限る。) 9 合成樹脂用射出成形機

資料5-2 特定工場等において発生する振動の規制に関する基準

時間の区分	区域の区分に対応する規制基準						
	昼間	夜 間					
	午前8時~	午後7時~					
区域の区分	午後7時	翌午前8時					
第 1 種区域	60デシベル	55デシベル					
第1個區場 	以下	以下					
第2種区域	65デシベル	60デシベル					
	以下	以下					

備考 振動レベルの決定は、次のとおりとする。

- (1) 測定器の指示値が変動せず、又は変動が少ない場合は、その指示値とする。
- (2) 測定器の指示値が周期的又は間欠的に変動する場合は、その変動ごとの指示値の最大値の平均値とする。
- (3) 測定器の指示値が不規則かつ大幅に変動する場合は、5秒間隔、100個又はこれに準ずる間隔、個数の測定値の80%レンジの上端の数値とする。

(平成13年3月31日現在)

_	 				אינטי פייטי	шилли									_	
1	施設区分	`			特		定	施	彭	Į	数				届	事
	\		金	圧	破	織	コブ	木	印	ゴ合口	合!	射	鋳			
			属		砕		ン ロクッ	材	刷	ム成	成	出	型		出	業
			加 工	縮	+414		リ ク	加 工	+414	練樹ル 用脂機	樹	成	造	計	ェ	場
	\		機		機		トシン	機	機	又練	脂	型	成			
	市町名	$\overline{}$	械	機	等	機	等	械	械	は用	用	機	機		場	数
Ш	之 江	市	20	151	0	0	0	6	40	0		4	0	221		52
伊	予 三 島	市	16	214	7	0	0	9	21	0		3	0	270		48
土	居	町	13	33	13	35	3	1	7	0	3	38	0	143		19
新	居浜	市	190	108	17	0	3	13	16	3		7	0	357	1	04
西	条	市	30	265	7	0	11	4	10	0	7	76	0	403		54
東	予	中	7	46	0	483	6	4	0	0		0	0	546		38
小	松	町	11	17	0	36	3	1	0	0		0	0	68		11
丹	原	町	14	7	0	0	0	0	0	0		0	6	27		6
今	治	市	85	126	0	4,166	4	7	33	0		6	5	4,432	2	251
重	信	町	0	1	15	0	0	0	0	0		0	0	16		3
伊	予	市	11	64	3	20	0	11	23	0		0	0	132		31
長	浜	町	15	6	1	0	4	17	1	0		0	0	44		27
八	幡 浜	市	1	0	0	0	0	0	0	0		0	0	1		1
宇	和島	市	19	41	0	0	8	6	0	0		0	0	74		27
	計		432	1,079	63	4,740	42	79	151	3	13	34	11	6,734	6	372

資料5-4 振動規制法の特定建設作業(振動規制法施行令別表第2)

1	くい打機(もんけん及び圧入式くい打機を除く。)、くい抜き機(油圧式くい抜き機を除く。) 又はくい打くい抜き機(圧入式くい打くい抜き機を除く。)を使用する作業
2	綱球を使用して建築物その他の工作物を破壊する作業
	舗装板破砕機を使用する作業(作業地点が連続的に移動する作業にあっては、1日における当該作業に係る2地点間の最大距離が50メートルを超えない作業に限る。)
4	ブレーカー(手持式のものを除く。)を使用する作業(作業地点が連続的に移動する作業にあっては、1日における当該作業に係る2地点間の最大距離が50メートルを超えない作業に限る。)

資料5-5 特定建設作業の振動の規制に関する基準

区分	第 1 号 区 域	第 2 号 区 域						
基準	特定建設作業の敷地境界線において75デシベル以下							
作業禁止時間	午後7時から翌日の午前7時まで 午後10時から翌日の午前6時まで							
作業時間	1日 10時間以内 1日 14時間以内							
作業期間	連続6日を超えないこと							
作業禁止日	日曜日その他の休日							

- 備考1 第1号区域は、振動規制地域における規制基準による区域のうち、次に示す区域。
 - (1) 第1種区域。
 - (2) 第2種区域のうち、主として工業等の用に供されている区域を除く区域。
 - (3) 第2種区域のうち、学校教育法第1条に規定する学校、児童福祉法第7条に規定する保育所、医療法第1条の5第1項に規定する病院及び同条第3項に規定する診療所のうち患者の収容施設を有するもの、図書館法第2条第1項に規定する図書館並びに老人福祉法第5条の3に規定する特別養護老人ホームの敷地の周囲概ね80メートルの区域。
 - 2 第2号区域は、指定地域のうち、上記第1号区域以外の区域。
 - 3 振動レベルの決定は、次のとおりとする。
 - (1) 測定器の指示値が変動せず、又は変動が少ない場合は、その指示値とする。
 - (2) 測定器の指示値が周期的又は間欠的に変動する場合は、その変動ごとの指示値 の最大値の平均値とする。
 - (3) 測定器の指示値が不規則かつ大幅に変動する場合は、5秒間隔、100個又はこれに準ずる間隔、個数の測定器の80%レンジの上端の数値とする。

資料5-6 特定建設作業に係る届出状況

(平成12年度)

	作業区分		くい打機等	綱球を使用	舗装板破砕	ブレーカー	
			1 を使用する	2 して破壊す	3 機を使用す	4 を使用する	計
	市町名		作業	る作業	る作業	作業	
Ш	之 江	市	0	0	0	0	0
伊	予 三 島	市	2	0	0	1	3
土	居	町	2	0	0	0	2
新	居 浜	市	8	0	0	3	11
西	条	市	2	0	0	1	3
東	予	市	3	0	0	1	4
小	松	町	0	0	0	0	0
丹	原	町	0	0	0	0	0
今	治	市	1	0	0	0	1
重	信	町	1	0	0	3	4
伊	予	市	0	0	0	0	0
長	浜	町	0	0	0	0	0
八	幡浜	市	0	0	0	0	0
宇	和島	市	1	0	0	0	1
	計		20	0	0	9	29

資料5-7 振動規制地域における道路交通振動の大きさの限度

時間の区分	区域の区分に対応する規制基準						
	昼間	夜 間					
	午前8時から	午後7時から					
区域の区分	午後7時まで	翌日の午前8時まで					
第1種区域	6 5 デシベル	60デシベル					
第2種区域	70デシベル	65デシベル					

備考 振動レベルは、5秒間隔、100個又はこれに準ずる間隔、個数の測定値の80%レンジの 上端の数値を、昼間及び夜間の区分ごとにすべてについて平均した数値とする。

道路名	測 定 地 点	測 定 年 月 日	規制区域の区分	振動レベル		要	請限度	その比較
				昼間	夜間	昼間	夜間	総合評価
国道11号	西条市大町1038-4	平成13年1月16日~1月17日	1	49	46			
県道壬生川新居浜野田線	西条市新田183-1	平成12年12月12日~12月13日	1	37	30			
市道国道朔日市線	西条市大町250-81	平成12年12月7日~12月8日	1	40	31			
県道上分・三島線	川之江市妻鳥町1342-1	平成13年1月17日~1月19日	1	28	23			
県道大野原・川之江線	川之江市金生町山田井964	平成13年1月10日~1月11日	1	30	23			
県道川之江・山田井線	川之江市川之江町2981-1	平成13年1月10日~1月11日	1	34	25			
市道中村・山田井線	川之江市妻鳥町531-1	平成13年1月23日~1月29日	1	27	22			
国道11号バイパス	伊予三島市下柏15-1	平成13年2月20日~2月22日	1	25	19			
県道上猿田・三島線	伊予三島市中之庄町668-1	平成13年2月22日~2月23日	1	20	15			
国道196号	東予市北条734-1	平成12年11月24日~11月25日	1	48	39			
国道11号	周桑郡小松町大字新屋敷甲496	平成12年11月24日~11月25日	1	37	26			
県道大洲・長浜線	喜多郡長浜町大字白滝甲278-2	平成12年9月7日~9月8日	1	35	30			
第1種区域:12地点		要請限度達成地点数(小言	†)		12	12	12
	-	要請限度達成	戊率	(%)				100.0

国道11号	松山市久米窪田町873-1	平成12年10月16日~10月17日	2	33	25			
国道56号	松山市土居田町61	平成12年10月18日~10月19日	2	41	33			
国道11号	川之江市川之江町981-1	平成13年1月10日~1月18日	2	34	33			
国道192号	川之江市妻鳥町1168	平成13年1月23日~1月29日	2	42	30			
国道11号バイパス	川之江市妻鳥町2033-1	平成13年1月17日~1月19日	2	23	20			
県道川之江・大豊線	川之江市上分町693-33	平成13年1月17日~1月19日	2	28	23			
県道金生・三島線	川之江市妻鳥町307-1	平成13年1月23日~1月29日	2	29	24			
	伊予三島市宮川1丁目1-55	平成13年3月12日~3月14日	2	40	31			
国道378号	喜多郡長浜町大字長浜甲1026-2地先	平成12年9月7日~9月8日	2	38	31			
第2種区域:9地点		要請限度達成地点数(小言	†)		9	9	9
	-	要請限度達成	坟率	(%)	·			100.0

要請限度達成地点数	21
全調査地点数	21
道路交通振動の要請限度達成率(%)	100.0